

平成28年6月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
専決処分の報告議案	1
条例議案	9
一般議案	7
補正予算議案	5
合計	22

No  
1

北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

(財政局税務部税制課)

北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの

1 個人市民税

寄附金税額控除における特例控除額の上限の引上げ（付則第7条の4関係）

市町村等に対する寄附金に係る寄附金税額控除のうち、分離課税に係る課税所得を有する場合における特例控除額の上限を個人市民税の所得割額の1割から2割に引き上げる。

2 固定資産税及び都市計画税

(1) 固定資産税を非課税としている者の名称の変更

(第44条、第47条関係)

改正前	改正後
独立行政法人労働者健康福祉機構	独立行政法人労働者健康安全機構

(2) 条例に引用する地方税法の規定の条項ずれに伴う規定の整備（付則第9条の2関係）

改正前	改正後
法附則第15条第2項第6号	法附則第15条第2項第7号

(3) 熱損失防止改修工事が行われた住宅に対する固定資産税の減額に係る申告書の記載事項の追加（付則第9条の3関係）

(次頁に続く)

(続き)

改正前	改正後
熱損失防止改修工事に要した費用	熱損失防止改修工事に要した費用及び <u>地方税法施行令附則第12条第36項に規定する補助金等</u>

(4) その他所要の規定の整備を行う。

### 3 施行期日

平成28年4月1日



N o  
2

北九州市市税条例及び法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について

(財政局税務部税制課)

地方税法の一部改正に伴い、法人の市民税の法人税割の税率を引き下げる等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市市税条例の一部改正

(1) 個人市民税

平成30年度から平成34年度までの間に限り、所得割の納税義務者は、その者の選択により、特定一般用医薬品等購入費の合計額のうち1万2,000円を超える金額(上限は8万8,000円)について、医療費控除の適用を受けることができることとする。(付則第6条の3関係)

(2) 法人市民税

法人市民税の法人税割の税率の引下げ(第22条関係)

現行	改正後
9.7パーセント	6.0パーセント

(3) 固定資産税

ア 地域決定型地方税制特例措置の対象となる固定資産の課税標準について、本市において適用する特例率を定める。(付則第9条の2関係)

- (ア) 津波対策の用に供するための償却資産 2分の1
- (イ) 太陽光発電設備及び風力発電設備 3分の2
- (ウ) 水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備 2分の1

(次頁に続く)

(続き)

(エ) 都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域内の認定誘導事業者が取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産 5分の4

イ 平成29年度以降の第2年度又は第3年度に係る賦課期日において、新たに勧告遊休農地となる等の事情がある土地に係る課税標準は、農地法による勧告がなかった場合において課税標準となるべき価格に相当する額を固定資産評価基準により修正した価格とする。(付則第10条の3、付則第10条の4関係)

ウ グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除の適用期間の延長(付則第15条の5関係)

現行	改正後
平成29年3月31日	平成30年3月31日

(4) 延滞金の計算期間の見直し(第34条、第39条、第40条関係)

当初の申告書の提出後、税額を減少させる更正があり、その後更に税額を増額させる更正等があった場合、当初の申告書による納付があった日の翌日から、当該税額を増加させる更正等の通知をした日までの期間を、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(次頁に続く)

(続き)

2 法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正

(1) 法人市民税の法人税割の特例税率の引下げ(第3条関係)

現行	改正後
11.9パーセント	8.2パーセント

(2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

1 (1) は、平成30年1月1日

1 (2) 及び2は、平成29年4月1日

1 (3) 及び(5)は、公布の日

1 (4) は、平成29年1月1日



<p>N o 3</p>	<p>北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について (保健福祉局地域福祉部介護保険課)</p>
<p>国家戦略特別区域法に基づく特定事業を実施するユニット型指定介護老人福祉施設等について、設備の基準の特例を設けるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正</p> <p>国家戦略特別区域法に基づく特定事業を実施するユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームについては、第11条の規定によりその基準によることとされる基準省令の規定にかかわらず、隣接する2ユニットの共同生活室を一体的に利用できるものとする。(付則第3項関係)</p> <p>2 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正</p> <p>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設について、1と同様の改正を行う。(付則第5項関係)</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	

No  
4

北九州市旅館業法施行条例の一部改正について

(保健福祉局保健衛生部保健衛生課)

旅館業法施行令の一部改正に伴い、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準の一部を変更する等のため、関係規定を改めるもの

1 簡易宿所営業の施設の構造設備の基準の緩和（第4条関係）

現 行	改 正 後
宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を有すること。	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を有すること。ただし、宿泊者の数を10人未満とし、かつ、客室の延床面積を33平方メートル未満とする施設であって、必要な代替措置等が講じられているものについては、玄関帳場を設けることは要しないこと。

2 小規模の簡易宿所営業の施設の衛生に必要な措置の基準の追加（第8条関係）

客室の延床面積が33平方メートル未満の施設について、客室の定員の合計は、客室の延床面積3.3平方メートルにつき1人として算定した数を超えないこととする。

3 施行期日  
公布の日

No 5	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について（子ども家庭局子ども家庭部保育課）
---------	--

児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、保育所等の設備の基準を変更するため、関係規定を改めるもの

- 1 北九州市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例の一部改正  
保育室等を4階以上に設ける保育所の避難用屋内階段の付室に係る構造の基準の変更（第46条関係）

現 行	改 正 後
外気に向かって開くことのできる窓又は排煙設備（建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの等に限る。）を有すること。	建築基準法施行令第123条第3項第2号に規定する構造を有すること（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除く。）。

- 2 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正

小規模保育事業所及び事業所内保育事業所について、1と同様の改正を行う。（第29条、第44条関係）

- 3 施行期日  
公布の日

No 6	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について  (建設局公園緑地部公園管理課)
---------	---

有料施設以外の都市公園に指定管理者制度を導入する等のため、関係規定を改めるもの

- 1 指定管理者制度を適用することができる対象施設の拡大（第36条－第36条の5関係）

現 行	改正後
有料施設（ <u>有料の都市公園及び公園施設をいう。</u> ）、駐車場、自転車駐車場及び自転車貸出し施設	<u>都市公園（市が設置する公園施設を含む。）</u> 、駐車場、自転車駐車場及び自転車貸出し施設

- 2 都島球場の使用料の設定（別表第1関係）

専用	軟式野球 ソフトボール	一般	1面1回（1時間以内）	円 800
		高等学校の生徒以下の者	〃	600

- 3 施設の廃止に伴う使用料の規定の整備（別表第1関係）

- (1) 浅生球場の使用料の規定を削除する。  
(2) 門司陸上競技場の使用料の規定を削除する。

- 4 勝山公園駐車施設の利用料金の設定（別表第1の2関係）

(次頁に続く)

(続き)

普通自動車	1台につき30分又はその端数ごとに150円 駐車時間が20分以内のときは、無料 1日に連続して3時間を超えて駐車したときは、1日 当たり1,000円
-------	---

5 施行期日

1は、公布の日

2及び3(1)は、平成28年9月1日

3(2)は、平成28年7月1日

4は、規則で定める日

N o  
7

北九州市小倉都心小売商業振興特別用途地区建築条例の一部改正  
について

(建築都市局計画部都市計画課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、  
関係規定を改めるもの

- 1 条例に引用する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の  
規定の条項ずれに伴う改正 (別表関係)

現 行	改正後
法第2条第1項第7号及び第8号に掲げる営業の用に供する建築物	法第2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業の用に供する建築物

- 2 施行期日

平成28年6月23日

<p style="text-align: center;">No 8</p>	<p style="text-align: center;">北九州市空家等の適切な管理等に関する条例について  (建築都市局指導部空き家対策推進室)</p>
<p style="text-align: center;">空家等の適切な管理及び活用について、所有者等及び市の責務並びに市民等の協力について定めるとともに、空家等の適切な管理等に関し必要な事項を定めることにより、空家等に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民が快適に暮らすことができる安全で安心な生活環境の整備に寄与するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 目的 (第1条)</li> <li>(2) 定義 (第2条)</li> <li>(3) 空家等の所有者等の責務 (第3条)</li> <li>(4) 市の責務 (第4条)</li> <li>(5) 市民等の協力 (第5条)</li> <li>(6) 空家等対策計画 (第6条)</li> <li>(7) 空家等の適切な管理に関する助言又は指導 (第7条)</li> <li>(8) 緊急的な危険回避の措置 (第8条)</li> <li>(9) 特定空家等の所有者等に対する措置に係る諮問 (第9条)</li> <li>(10) 特定空家等に対する勧告に係る標識の設置 (第10条)</li> <li>(11) 北九州市特定空家等対策審査会 (第11条—第15条)</li> <li>(12) 委任 (第16条)</li> </ul> <p>2 施行期日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) から (8) まで及び (12) は、公布の日</li> <li>(9) から (11) までは、平成28年7月1日</li> </ul>	

N o  
9

北九州市立病院等の使用料等に関する条例の一部改正について

(病院局経営課)

健康保険法等の一部改正に伴い、非紹介患者初診加算料を引き上げる等のため、関係規定を改めるもの

1 医療センターにおける非紹介患者初診加算料の引上げ（別表第1関係）

現 行	改 正 後
1,500円以下の範囲内で別に管理者が定める額	医師による初診の場合 5,000円 歯科医師による初診の場合 3,000円

2 医療センターにおける再診患者加算料の新設（別表第1関係）

医師による再診の場合 2,500円
歯科医師による再診の場合 1,500円

3 施行期日

平成28年10月1日

No 10	北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について  (行政委員会事務局選挙課)
----------	---

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の費用の公費負担の限度額を引き上げるため、関係規定を改めるもの

1 選挙運動用自動車の使用の費用の公費負担限度額の引上げ（第4条関係）

契約の種類	現 行	改 正 後
自動車の借入契約	1日につき 15,300円	1日につき 15,800円
自動車の燃料供給契約	1日につき 7,350円	1日につき 7,560円

2 選挙運動用ビラの作成の費用の公費負担をする際の作成単価の限度額の引上げ（第8条関係）

選挙運動用ビラの枚数	現 行	改 正 後
5万枚以下の場合	1枚当たり 7円30銭	1枚当たり 7円51銭
5万枚を超える場合	1枚当たり <u>4円88銭</u> にその5万枚を超える数を乗じて得た金額に <u>36万5,000円</u> を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額	1枚当たり <u>5円2銭</u> にその5万枚を超える数を乗じて得た金額に <u>37万5,500円</u> を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額

(次頁に続く)

(続き)

3 選挙運動用ポスターの作成の費用の公費負担をする際の作成単価の限度額の引上げ(第11条関係)

(1) ポスター掲示場が500か所以下の場合

現行	ポスター1枚当たりの単価= $\frac{510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 301,875円}{\text{ポスター掲示場数}}$
改正後	ポスター1枚当たりの単価= $\frac{525円6銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 310,500円}{\text{ポスター掲示場数}}$

(2) ポスター掲示場が500か所を超える場合

現行	ポスター1枚当たりの単価= $\frac{255,240円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 301,875円}{\text{ポスター掲示場数}}$
改正後	ポスター1枚当たりの単価= $\frac{262,530円 + 27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 310,500円}{\text{ポスター掲示場数}}$

4 施行期日  
公布の日

No 11	競艇用投票関連情報処理機器の取得について  (技術監理局契約部契約課)
<p>1 品名 競艇用投票関連情報処理機器</p> <p>2 数量 一式</p> <p>3 買入れ予定金額 2億8,794万9,600円</p>	

<p>N o 1 2</p>	<p>退職手当の支給制限処分についての異議申立てについて  (総務局人事部給与課)</p>
<p>元市職員から提起された退職手当の支給制限処分についての異議申立てに対して決定をするに当たり、議会に諮問するもの</p> <p>1 異議申立人 北九州市小倉北区 男性</p> <p>2 異議申立年月日 平成28年3月1日</p> <p>3 異議申立てに係る処分 平成28年1月6日付けの異議申立人に対する退職手当の支給制限処分</p> <p>4 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日 平成28年1月6日</p> <p>5 異議申立ての趣旨及び理由の要旨 (1) 趣旨 異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。 (2) 理由の要旨 本件処分は、次の点から違法であり、又は不当であって、取消しを免れない。 ア 平成27年12月10日、懲役4月(執行猶予3年)の判決が確定したことは認めるが、平成24年8月1日午前7時35分ごろ、JR日豊線の城野駅一西小倉駅間を走行中の普通列車内で、会社員女性の胸や尻に触れる行為をした事実はない。  (次頁に続く)</p>	

(続き)

イ 本件支給制限処分は、異議申立人に対する重大な不利益処分であるが、処分前に、告知聴聞の機会がなかった。

ウ 本件支給制限処分は、処分としての相当性を欠き、その裁量を逸脱している。



No  
14

町の区域の設定及び変更並びに字の区域の変更について

(建築都市局整備部区画整理課)

北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の施行に伴い、町の区域の設定及び変更並びに字の区域の変更をするもの

設定及び変更後	変更前の区域
若松区小敷ひびきの一丁目	若松区大字小敷1の1 ほか171筆
	若松区大字塩屋884の一部 ほか5筆
若松区小敷ひびきの二丁目	若松区大字小敷188の3の一部 ほか158筆
若松区塩屋一丁目	若松区大字塩屋2の4 ほか209筆
	若松区大字払川647の2 ほか22筆
	八幡西区大字本城3295の5の一部 ほか26筆
若松区塩屋二丁目	若松区大字塩屋11の1の一部 ほか198筆
若松区塩屋三丁目	若松区大字塩屋132の一部 ほか340筆

(次頁に続く)

(続き)

若松区塩屋四丁目	若松区大字小敷 2 の 1 の一部 ほか 1 1 筆
	若松区大字塩屋 6 8 9 の 1 の一部 ほか 1 2 2 筆
若松区ひびきの	若松区大字塩屋 4 5 3 の一部 ほか 4 筆
若松区ひびきの北	若松区大字小敷 7 の一部 ほか 2 0 2 筆
	若松区大字塩屋 5 4 1 の 1 の一部 ほか 1 2 6 筆

<p>N o 1 5</p>	<p>損害賠償の請求に関する訴えの提起について  (港湾空港局港営部港営課)</p>
<p>船舶事故に係る損害賠償の請求について訴えを提起するもの</p> <p>1 相手方  香港 民間会社  山東省 民間会社  広東省 民間会社</p> <p>2 請求の要旨  相手方は、平成26年11月11日、北九州市若松区響町一丁目において発生した船舶事故により、本市が管理する港湾施設を損傷させたので、その損害賠償の請求をするため、訴えを提起する。</p> <p>3 訴訟遂行の方針  (1) 第一審判決の結果必要があれば、上訴する  (2) 訴訟において必要があれば、和解する</p>	

<p>N o 1 6</p>	<p>損害賠償の額の決定及び和解について</p> <p style="text-align: right;">(病院局総務課)</p>
<p>平成26年3月7日に北九州市立医療センターで手術を受けた患者が、当該手術の際に神経の損傷を受けたことにより、後遺症が残ることとなった事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの</p> <p>1 相手方 北九州市小倉北区 男性</p> <p>2 損害賠償の額 3, 434万2, 580円</p> <p>3 和解事項</p> <p>(1) 本件事故に係る相手方の診療のため、北九州市立医療センターにおいて要した診療費は、相手方の負担とする。</p> <p>(2) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金3, 434万2, 580円を支払うものとする。</p> <p>(3) 北九州市は、本和解成立の日から1箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。</p> <p>(4) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、北九州市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。</p> <p>(5) 相手方は、本件事故における自己の医療行為に関与した医師、看護師等に対し、何らの請求をしないものとする。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

- (6) 本和解の契約書の作成に関する費用は、北九州市の負担とする。

<p>No 17</p>	<p>指定管理者の指定について（北九州市立都島球場）  （市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課）</p>
<p>北九州市立都島球場について、指定管理者を指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定管理者に管理を行わせる施設 北九州市立都島球場</li> <li>2 指定管理者に指定する者 公益財団法人北九州市体育協会</li> <li>3 指定する期間 平成28年9月1日から平成32年3月31日まで</li> </ol>	

No.	件名	要 旨	
平成 28 年度 予算 規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	36 億 3,310 万円	5,550 億 8,710 万円
	特別会計	9,580 万円	5,697 億 1,650 万円
	企業会計	1 億 8,370 万円	1,241 億 7,265 万円
	合 計	39 億 1,260 万円	1 兆 2,489 億 7,625 万円
18	平成 28 年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 (債務負担)	36 億 3,310 万円 △ 3 億 5,000 万円
		2 総 額	5,550 億 8,710 万円
19	平成 28 年度北九州市 卸売市場特別会計 補正予算について	1 補正額	4,380 万円
		2 総 額	8 億 400 万円
20	平成 28 年度北九州市 公債償還特別会計 補正予算について	1 補正額	2,600 万円
		2 総 額	1,931 億 300 万円
21	平成 28 年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額	2,600 万円
		2 総 額	38 億 9,300 万円

22	平成 28 年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	1 補正額	1 億 8,370 万円
		2 総 額	531 億 1,860 万円